

自治体における石綿飛散防止に係る法令適用範囲及び条例の制定状況

法令	事前調査	届出	濃度測定		作業基準	立入検査	その他
			測定結果	対象工事			
大気汚染防止法	なし	<義務対象者：特定工事を施工する者>	[レベル1, 2] ・特定粉じん排出等作業 ・負圧管理、集じん・排気装置の使用 ・石綿含有建材の温湿度化 ・除去後の処理等	[レベル1] (計画用) ・耐火建築物又は準耐火建築物で、石綿等が吹き付けられているものにおける石綿等の除去の作業 [レベル1, 2] (作業用) ・建築物、工作物又は船舶の解体等の作業 (吹き付けられた石綿等の除去の作業を含む。) ・吹き付けられた石綿等の封じ込め又は固い込みの作業 <義務対象者：事業者> [レベル1, 2] ・建築物、工作物又は船舶の解体等の作業 (吹き付けられた石綿等の封じ込め又は固い込みの作業を除去する作業) ・吹き付けられた石綿等の封じ込め又は固い込みの作業 ・上記の作業に類する作業	[レベル1, 2] ・耐火建築物又は準耐火建築物で、石綿等が吹き付けられているものにおける石綿等の除去の作業 [レベル1, 2] ・建築物、工作物又は船舶の解体等の作業 (吹き付けられた石綿等の封じ込め又は固い込みの作業を除去する作業) ・吹き付けられた石綿等の封じ込め又は固い込みの作業 ・上記の作業に類する作業	[レベル1, 2] ・指示板の設置 ・隔壁、前室の設置 ・負圧管理、集じん・排気装置の使用 ・石綿含有建材の温湿度化 ・除去後の処理等	注文者は、作業基準の遵守を妨げるおそれのある条件を付さないよう配慮 あり (特定工事の場所、特定工事に係る建築物等) ・罰則 (作業の実施の届出義務違反、計画変更命令違反、作業基準適合命令違反)
労働安全衛生法・石綿障害予防規則	なし	<義務対象者：事業者>	[レベル1, 2] ・建築場所の隔離 ・集じん・排気装置の使用 ・負圧管理 ・前室の設置 ・立ち入り禁止の表示 ・石綿含有建材の温湿度化 ・吸用保護具、作業衣の着用 ・石綿作業主任者の選任 ・労働者の特別教育 ・洗浄設備 ・事前調査結果の掲示 等	[レベル1, 2] ・石綿等の使用の状況の通知 (発注者は、当該建築物等における石綿等の使用状況等を通知するよう努める) ・建築物の解体工事等の条件 (注文者は、法及びこれに基づく命令の規定の遵守を妨げるおそれのある条件を付されないように配慮) ・罰則 (計画の届出義務違反、作業停止命令等違反)	[レベル1, 2] ・施工方法に関する基準 ・付着物の有無の調査、その他の対象建築物に関する調査 ・分別解体等の計画の作成 ・付着物の除去その他の工事着手前における特定建設資材に係る分別解体等の適正な実施を確保するための措置 等	注文者は、作業基準の遵守を妨げるおそれのある条件を付さないよう配慮 あり (対象建設工事の現場、対象建設工事受注者の営業所等) ・罰則 (届出義務違反、計画変更命令違反、指置命令違反)	
建設リサイクル法	なし	<義務対象者：対象建設工事の受注者又は自主施工者> <義務対象者：新築工事の発注者又は自主施工者>	[レベル1, 2] ・注者の義務 (発注者は、費用の適正な負担等により、再生資源化等の促進に努める) ・罰則 (届出義務違反、計画変更命令違反、指置命令違反)	[レベル1, 2] ・施工方法に関する基準 ・付着物の有無の調査、その他の対象建築物に関する調査 ・分別解体等の計画の作成 ・付着物の除去その他の工事着手前における特定建設資材に係る分別解体等の適正な実施を確保するための措置 等	[レベル1, 2] ・注者の義務 (発注者は、費用の適正な負担等により、再生資源化等の促進に努める) ・罰則 (届出義務違反、計画変更命令違反、指置命令違反)	注文者は、作業基準の遵守を妨げるおそれのある条件を付さないよう配慮 あり (対象建設工事の現場、対象建設工事受注者の営業所等) ・罰則 (届出義務違反、計画変更命令違反、指置命令違反)	

自治体名	事前調査	届出(法規定以外)	測定規定		作業量車(法規定以 外)	立入検査(法規定以 外)	その他
			測定期所	測定期所・頻度			
茨城県	なし	なし	【レベル1】 ・吹付け石綿の使用面積の合 計150m ² 以上	石綿維維 ・測定期所 ・敷地境界 【測定期度】 ・作業中 ・大気中への石綿の排出又は 飛散が最大になることが見込 まれる日を含む1日以上	なし	なし	なし
東京都	【レベル1、2、3】	【レベル1、2】 ・吹付け石綿の使用面積が 15m ² 以上 ・吹付け石綿、保温材等が 使用されている建築物の延べ 面積又は工作物の延べ面積が 500m ² 以上	【レベル1、2】 ・吹付け石綿の使用面積 ・敷地境界4地点 【測定期度】 ・作業前・作業時・作業後 ・作業期間が6日を超える場合 は、6日ごとに1回以上	石綿維維 ・測定期所 ・敷地境界4地点 【測定期度】 ・作業前・作業時・作業後 ・作業期間が6日を超える場合 は、6日ごとに1回以上	なし	東京都告示第875号に準ずる ・石綿を含む水を排水する場 合は、ろ過処理その他の適切 な処理を講ずる。 ・吹付け石綿、保温材等が 使用されている建築物の延べ 面積又は工作物の延べ面積が 500m ² 以上	【レベル1、2】 ・吹付け石綿の使用面積が 15m ² 以上 ・吹付け石綿、保温材等が 使用されている建築物の延べ 面積又は工作物の延べ面積が 500m ² 以上
新潟県	なし	なし	なし	なし	なし	なし	なし
石川県	なし	なし	なし	なし	なし	なし	なし
福井県	なし	なし	なし	なし	なし	なし	なし
京都府	なし	なし	なし	なし	なし	なし	なし
大阪府	【レベル1、2、3】	【レベル3】 ・石綿含有成形版の使用面積 が1,000m ² 以上の場合	【レベル1、2】 ・石綿含有成形版の使用面積 が1,000m ² 以上の場合	総維維数 ・測定期所 ・敷地境界4地点 【測定期度】 ・作業前・作業時・作業後 ・作業日数が6日を超える場合 には、6日ごとに1回測定	10本/L	【レベル1、2】 ・石綿を含む水を排水する場 合の指標 【レベル3】 ・幕の設置、手作業による除 去他	【すべての解体工事】 ・事前調査の結果、石綿不使 用の表示のある建物 立入検査権限

自治体名	事前調査	届出（法規定以外）	濃度測定			作業基準（法規定以外）	立入検査（法規定以外）	その他	
			対象範囲	測定場所・頻度	基準濃度				
なし	なし	なし	なし	なし	なし	なし	なし	なし	
兵庫県	なし	なし	なし	なし	なし	なし	なし	なし	
鳥取県	【レベル1, 2, 3】	【レベル3】	石綿繊維	10本/Lを適用 ・敷地境界及び敷地内等 【測定場所】 （レベル1, 2） ・作業期間が2日を超えるも の （レベル3） ・作業前・作業中・作業後 （レベル3） ・規定期間が2日を超えるも の （レベル3） ・作業期間が2日を超えるも の （レベル3） ・1,000m以上の成形板	・シート養生、湿潤化、手は らし等	【レベル3】 【測定場所】 （レベル1, 2） ・作業前・作業中・作業後 （レベル3） ・規定期間が2日を超えるも の （レベル3） ・シート養生、湿潤化、手は らし等	【レベル1, 2, 3】 【測定場所】 （レベル1, 2） ・石綿使用のおそれがある場 合等	【レベル1】 ・専門調査結果の報告	【すべての解体工事】 ・法による「特定粉じん排出 等作業実施届出書」が提出さ れているもの、実際には解体工 事が行われている、又は、行 われようとしている場合 ・条例による「特定工作物解 体等工事実施届」が提出され ているもの、実際に解体工事 が行われている、又は、行 われようとしている場合 ・建設リサイクル法の届出を もとに立入を実施し、レベル 1、2、3の有無の確認、飛 散防止等の指導を実施
香川県	なし	なし	なし	なし	なし	なし	なし	なし	
札幌市	【レベル1, 2, 3】	なし	石綿繊維	【測定場所】 ・集じん・排気装置の排出 口、前室の入口、除去作業場 の直近外周、除去作業室内 【測定頻度】 ・作業中及び作業後	なし	なし	【レベル1】 ・特定粉じん排出等作業完了 届出	【用途毎に一定規模以上】 ・吹付け石綿を使用している 建築物の届出	
新潟市	なし	なし	なし	なし	なし	なし	なし	なし	
さいたま市	【レベル1, 2, 3】	なし	石綿繊維	【測定場所】 ・敷地境界 【測定頻度】 ・作業前・作業中・作業後 ・作業が長期になる場合、6 日を超えない石綿排出等作業 日数ごとに1回以上	10本/L ・石綿含む水の石綿分離処理 【レベル3】 ・建材の手はらし、原則、破 砕・切断等を行わない	【レベル1, 2, 3】 【測定場所】 （レベル3） ・石綿使用のおそれがある場 合	【レベル1, 2, 3】 ・事前調査結果の表示	【すべての解体工事】 ・法による「特定粉じん排出 等作業実施届出書」が提出さ れているもの、実際には解体工 事が行われている、又は、行 われようとしている場合 ・条例による「特定工作物解 体等工事実施届」が提出され ているもの、実際に解体工事 が行われている、又は、行 われようとしている場合 ・建設リサイクル法の届出を もとに立入を実施し、レベル 1、2、3の有無の確認、飛 散防止等の指導を実施	

自治体名	事前調査	届出(法規定以外)	対象範囲		測定場所・頻度	基準測度	作業基準(法規定以外)	立入検査(法規定以外)	その他
			【レベル3】 ・石綿を含有するセメント建材 （使用面積合計が1,000m ² 以上）及び石綿布	【レベル1, 2, 3】 石綿織維					
横浜市	なし	【レベル3】 ・石綿を含有するセメント建材 （使用面積合計が1,000m ² 以上）及び石綿布	【レベル1, 2, 3】 石綿織維	【測定場所】 ・作業場近辺及び敷地境界 (4方位)	なし	【測定場所】 ・新規の施工者や工法の場合、工事が大規模であつたり民家が隣接している場合等に建築物にシートをかける他	【レベル3】 ・新規の施工者や工法の場合、工事が大規模であつたり民家が隣接している場合等に建築物を湿润化する他	【レベル3】 ・新規の施工者や工法の場合、工事が大規模であつたり民家が隣接している場合等に建築物の床面積が80m ² 以上	なし
	【レベル1, 2, 3】 ・石綿含有成形版の使用面積500m ² 以上	【レベル3】 ・市長が必要と認めたとき	【レベル1, 2】 ・使用面積50m ² 以上の場合 【レベル3】 ・市長が必要と認めたとき	【測定場所】 ・風下1地点を含む敷地協会4地点 【作業前・後】 ・敷地境界上の風下1地点	なし	【測定場所】 ・手ぼうし、温潤化、養生(建物の高さ以上、4面)	【レベル3】 ・手ぼうし、温潤化、養生(建物の高さ以上、4面)	【測定場所】 ・建築物の床面積が80m ² 以上	【事前調査結果届出】 ・レベル1, 2 ・レベル3 (石綿含有成形版を使用している床面積80m ² 以上)
	川崎市		【測定場所】 ・飛散防止膜の設置、手ぼうし、散水、掲示板の設置、排水の処理	【測定場所】 ・飛散防止膜の設置、手ぼうし、散水、掲示板の設置、排水の処理	【測定場所】 ・飛散防止膜の設置、手ぼうし、散水、掲示板の設置、排水の処理	【測定場所】 ・飛散防止膜の設置、手ぼうし、散水、掲示板の設置、排水の処理	【測定場所】 ・飛散防止膜の設置、手ぼうし、散水、掲示板の設置、排水の処理	【測定場所】 ・飛散防止膜の設置、手ぼうし、散水、掲示板の設置、排水の処理	【作業完了報告書】 ・レベル1, 2 ・レベル3 (石綿含有成形版の使用面積500m ² 以上)
堺市	【レベル1, 2, 3】 ・使用面積1000m ² 以上の場合は合計使用面積50m ² 以上	【レベル1, 2】 ・石綿織維	10本/L	【測定場所】 ・敷地境界 【測定頻度】 ・作業前・作業中・作業後 ・作業が6日を超える場合、6日を超えない石綿排出等作業日数ごとに1回以上	なし	【測定場所】 ・排出水の処理 【測定頻度】 ・飛散防止膜の設置、手ぼうし、散水、掲示板の設置、排水の処理	【レベル1, 2, 3】 ・排出水の処理 【測定頻度】 ・飛散防止膜の設置、手ぼうし、散水、掲示板の設置、排水の処理	【測定場所】 ・業者の手ハラシ及び温潤化	なし
	【レベル3】 ・使用面積80m ² 以上が対象80m ² 以上	【レベル3】 ・石綿を使用している場合、【その他】 ・石綿を使用していない場合、1,000m ² 以上	【測定場所】 ・敷地境界4か所 【測定頻度】 ・作業前・作業中・作業後	なし	なし	【測定場所】 ・業者の手ハラシ及び温潤化	【測定頻度】 ・業者の手ハラシ及び温潤化	【測定場所】 ・業者の手ハラシ及び温潤化	なし
西宮市	【レベル3】 ・石綿解体工事	【レベル1, 2】 石綿織維	10本/L	【測定場所】 ・敷地境界4か所 【測定頻度】 ・作業前・作業中・作業後	なし	【測定場所】 ・業者の手ハラシ及び温潤化	【測定頻度】 ・業者の手ハラシ及び温潤化	【測定場所】 ・業者の手ハラシ及び温潤化	なし
八王子市	なし	【レベル3】 ・床面積80m ² 以上の建物の解体工事	【レベル1, 2】 石綿織維	10本/L	なし	【測定場所】 ・現場の温潤化、養生、石綿含有水のろ過処理等	【レベル1, 2, 3】 ・現場の温潤化、養生、石綿含有水のろ過処理等	【測定場所】 ・現場の温潤化、養生、石綿含有水のろ過処理等	なし
加古川市	なし								